

## 権利関係①

### 契約の成立

#### ○×式確認問題

#### 【解答・解説】

- × 契約の成立とは、原則として、申込と承諾の意思表示の合致により成立するが、~~その効力は、書面を交付したときに発生する。~~  
意思表示の合致で効力は発生する、諾成契約である。書面の交付は不要
- × 契約自由の原則とは、契約締結の自由・契約内容の自由・契約の相手方の自由・契約解除の自由の4つである。 ~~契約方法の自由である。契約解除の自由ではない~~
- × 承諾の意思表示は、相手方にその意思を発信したときに生じる。  
承諾の意思表示は到達主義であるから、相手方に到達したときに生じる
- × 申込期限後になされた承諾は、新たな申込みがされたとは~~みなされない。~~  
みなされる
- × 契約に生じた費用は、当事者双方が~~平分して負担するには、特約が必要である。~~  
特約を結ばなくても、民法は当該費用は、当事者双方が平分して負担することを規定している
- × 公序良俗に反する契約は、~~取り消すことができる。~~  
無効である
- × 代金の支払場所を特に定めていなければ、原則として~~債務者の~~住所地で支払う。  
債権者